

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年6月11日発行
有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 池田 翔
〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

所得税基本通達 9-3-5 の2(定期保険等の保険料)の一部改正案

先日、国税庁が生命保険各社に対し、近い時期に保険契約から一定期間は解約返戻金額が低く設定される「低解約返戻金型生命保険」等の所得税の取扱いの改正を行う旨の説明とともにパブリックコメントが発表され、改正される可能性が高まっています。今回はそのパブリックコメントの内容について触れていきます。

1. 改正等の背景

法人が役員等を被保険者とする低解約返戻金タイプの定期保険（定期保険の当初の一定期間の解約返戻金を低く抑え、その期間経過後に解約返戻金が大幅に増加するもの）に加入して、多額の保険料を払い込んだ後に、解約返戻金額が低額な期間内に契約者を法人から役員等に変更し保険契約の権利を役員等に移します。そして役員等は解約返戻金額が引き上げられるのを待って保険契約を解約し解約返戻金を受け取る仕組みです。法人は資産計上した保険料と解約返戻金との差額を保険契約者の変更によって損金計上できる一方で、役員等は解約返戻金が少ない時期に保険を法人から安く買い取って、解約返戻金が高くなったときに保険を解約することにより無税で財産形成ができます。一方役員等が保険を解約したときに受け取る解約返戻金は一時所得として計算することとなり、役員報酬等で取得した場合に比べ税負担が非常に低く抑えられることとなります。

※一時所得の金額

= {解約返戻金の額 - (名義変更の際に払った譲渡金額 + 名義変更後に払った保険料の合計額) - 50万円} × 1 / 2

①例 4年目に名義変更した場合（経費に算入すべき金額がなく、全額を資産計上する保険契約）

資産計上額 30万円 × 12ヶ月 × 4年 = 14,400,000円

保険料 30万円/月	1年目～5年目 解約返戻金 0円	6年目～10年目 解約返戻金 1,800万円～
改正前（現行）	0円	1,800万円～

上記の例によると4年目に法人から個人に名義変更する際に現行では解約返戻金の額で評価されることとなっていたため、個人は無税でこの保険契約を取得することができ、法人は1,440万円の保険解約損を計上することができ大幅に利益を圧縮することができたのです。低解約返戻金タイプの保険について解約返戻金が極端に低く設定されている時期に名義変更するとあくまで名義変更した時の解約返戻金の額が課税対象となるため、当初期間の解約返戻率が低いほど法人の資産を割安で個人に移転することが問題とされたのです。

2. 改正の案の内容

法人税基本通達では、保険契約等に関する権利について、支払保険料の一部を前払保険料として資産に計上する取扱いが定められています。このような法人税基本通達の取扱いを踏まえ、法人が役員等に対して、解約返戻金の額が著しく低いと認められる保険契約等に関する権利を名義書換した場合には、次の金額で評価することとされる予定です。

①支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%に相当する金額未満である保険契約等に関する権利を名義変更した場合には、名義変更時の資産計上額により評価する。

名義変更時の評価額		解約返戻金が資産計上額の70%以上	解約返戻金が資産計上額の70%未満※
	改正前（現行）	解約返戻金	
	改正後（予定）	解約返戻金	資産計上額

3. 適用時期

令和2年7月8日以降に締結した契約を、令和3年7月1日以後に名義変更を行った場合

令和1年7月8日以降に締結した低解約返戻金タイプの保険がある場合には今月（令和3年6月）までに名義変更された場合には、現行の規定が適用されることとなっています。7月にどのような通達が公表されるか注目したいものです。